

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>在留資格「特定活動」に係る許可要件の緩和等</b>								
00901	一般社団法人 広島二葉倶楽部	医療ツーリズム	中国四国地方の医療と観光に関連する様々なリソースを結集して、国家戦略として、医療ツーリズム産業の育成を目指し、外国人患者の受入が可能な病院の整備と国際医療人材の育成、ワールドクラス総合病院建設のためのノウハウを提供する。 更に総合病院とリンクさせ、アンチエイジングの研究成果を生かし、高級感溢れるリゾート感覚で生活できる国際的高齢者エンジョイ施設(中四国の観光地めぐりや豊富な食材から生まれる高級感溢れる食の提供)を建設する。	地域医療から国際医療に向けた意識改革は、グローバル医療人材の不足、日本の医療分野への外国人投資家のアクセシビリティの不足など、困難な状況にあるため、グローバル医療人材の不足。	医療滞在ビザの制限	・保証金制度等の導入により身元引受人を不要とする。 ・医療滞在ビザ発給の簡素化と緩和または観光ビザで医療が受けられるようにする。 ・JCI等のグローバル・スタンダードに則った医療の品質と患者の安全の確保。 ・医療英語習得の義務化。 ・医療事故が起きた場合の責任の所在の明確化。事故保険の適用など	法務省 外務省 厚生労働省 経済産業省	(1ポツについて) 医療費の不払いを回避するための政策提案と解すると、ビザ発給要件を超えた医療制度或いは保険制度の設計に関する国内の問題となる。  (2ポツについて) 提案にある医療滞在ビザ発給要件の簡素化及び緩和については、医療滞在ビザの対象とする医療行為は、我が国ではすべての医療行為を対象としており、中には当然に一般的かつ軽微な医療行為も含まれることから、医療滞在ビザの取得要件が緩和されれば、医療行為を受けると偽って同ビザを取得し入国を試みようとする行為を助長することになり、結果として、不法滞在や治安の悪化を助長してしまう可能性がある。 なお、観光ビザによる医療行為の受診等に関しては、認められた滞在期間内であれば受診は可能である。その際、かかる医療費については、医療滞在ビザの有無に係らず患者本人が全額負担となる。
05301	兵庫県	ホテル・旅館の業務等に従事する外国人への2回目のワーキング・ホリデー査証の発給	県内温泉地等へのインバウンド客が増加する一方で、ホテル・旅館の人手不足が著しい。 オーストラリアでは、過疎地域の農場等の人手不足を解消するため、2005年から政府が指定した仕事(農業等)に3か月間従事した外国人に対して、2回目のワーキング・ホリデー査証を発給する特例がある。 日本でも上記特例に準じて、ホテル・旅館の業務など都道府県知事が認めた業務に従事する外国人に対し、2回目のワーキング・ホリデー査証を発給し、最長2年間滞在できる仕組みを創設することによって、人材を確保する。	ワーキング・ホリデーは各国ごとに原則1回しか利用できず、外国人の日本滞在期間は最長1年。	相手国・地域との口上書、協定又は協力覚書	ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が、日本の生活様式の普及促進につながるものとして都道府県知事が認める業務 <sup>※</sup> に6か月以上従事した場合は、2回目のワーキング・ホリデー査証を取得できるようにすること。(最長2年間滞在できる)  ※日本文化や和食に触れることができるホテル・旅館の業務など	法務省 外務省 厚生労働省	ワーキング・ホリデー(WH)制度とは、二国・地域間の取決め等に基づき、各々が相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度である。本提案内容は、ホテル・旅館等の人材不足解消を主目的としており、休暇を過ごす意図及び滞在資金を補うための付随的な就労を認める本制度の趣旨に反すると考えられる。 また、我が国は外国人に対するWH査証の発給は一回しか行っていないが、その趣旨は、WH制度の利用者を一人一回に限定することで、より多くの青少年に制度を利用してもらうことにある。現在、我が国とWH制度を導入しているオーストラリア以外の国・地域についても、我が国国民に対するWH査証の発給及びWH制度への参加は一人一回としている。